

議案第 67 号

北本市立全中学校 2 年生海外ホームステイ基金の設置、管理
及び処分に関する条例の制定について

北本市立全中学校 2 年生海外ホームステイ基金の設置、管理及び処分
に関する条例を次のように制定する。

平成 26 年 11 月 27 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市立全中学校 2 年生海外ホームステイ基金の設置、管理及び
処分に関する条例

(設置)

第 1 条 北本市立全中学校 2 年生海外ホームステイ事業に要する経費の
財源に充当するため、北本市立全中学校 2 年生海外ホームステイ基
金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 毎年度基金として積み立てる額は、北本市立全中学校 2 年生海
外ホームステイ事業のための寄附金及び一般会計歳入歳出予算に定
める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有
利な方法により、保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に
代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、北本市立全中学校2年生海外ホームステイ事業に要する経費の財源に充当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第67号参考資料

北本市立全中学校2年生海外ホームステイ基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市立全中学校2年生海外ホームステイ基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成26年条例第 号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき北本市立全中学校2年生海外ホームステイ基金の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附者名簿の作成)

第2条 条例第2条に規定する積立金の財源として寄附金を受け入れた場合は、北本市立全中学校2年生海外ホームステイ基金寄附者名簿を作成し、所定の事項を記入しておくものとする。

(事業の内容の報告)

第3条 市長は、条例第6条の規定により北本市立全中学校2年生海外ホームステイ基金の全部又は一部を処分したときは、当該処分に係る事業の内容について公表し、その使途を明らかにするものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、北本市立全中学校2年生海外ホームステイ基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。